

那覇市立神原中学校創立 60 周年記念事業期成会会則

(名 称)

第1条 本会は「神原中学校創立 60 周年記念事業期成会」と称し、事務局を神原中学校におく。

(目 的)

第2条 本会は、創立 60 周年を記念し、記念事業を達成することを目的とする。

(組 織)

第3条 本会は、神原中学校、神原中学校 PTA、神原中学校同窓生、地域の有志及び本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

(事 業)

第4条 第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 60 周年記念式典の挙行に関すること。
- (2) 記念誌の発行に関すること。
- (3) 資金調達に関すること。
- (4) その他、目的達成に必要な事業に関すること。

(役 員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- 会 長・・・1名
- 副 会 長・・・若干名
- 参 与・・・1名 (学校長)
- 相 談 役・・・若干名
- 実 行 委 員 長・・・1名 (PTA 会長)
- 副 実 行 委 員 長・・・1名 (PTA 副会長)
- 専 門 部 長・・・各1名
- 専 門 副 部 長・・・各1名
- 事 務 局 長・・・1名 (教頭)

(役員選出)

第6条 役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長は準備委員会で選出する。
- (2) 相談役、監事、部長、副部長及び会計・書記係は会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し、役員会の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその仕事を代行する。
- (3) 参加は、現校長があたり、学校経営の立場から指導助言する。
- (4) 相談役は、本会の事業に関し、問に応じる
- (5) 監事は、会計及び事業を監査し、総会へ報告する。
- (6) 実行委員長は、実行委員会および各部会を総括する。
- (7) 副実行委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長に事故があるときはその仕事を代行する。
- (8) 部長は、各部の責任者として部を総括し部会の議長となる。
- (9) 副部長は、部長を補佐し、部長に事後があるときはその仕事を代行する。
- (10) 事務局長は、本校の教頭があたり、事務を総括する。
- (11) 会計係は、金品の受領、保管、諸支出の出納事務を掌る。
- (12) 事務局長、書記、会計は会長の指示によって、庶務、会計等の事務を行う。

(機 関)

第8条 本会に次の機関をおく。

- 総 会
- 役 員 会
- 各専門部会

(会 議)

第9条 総会は、第3条に規定する全会員で構成する。

- 1、総会は結成総会・解散総会及び会長が必要と認めた時に聞くことができる。
- 2、総会の議長は会長が推薦し、総会の承認を得る。
- 3、総会の議決は出席者の過半数をもって決する。

第10条 役員会は、会長、副会長、実行委員長、副実行委員長、各専門部長・副部長、事務局長、参加、相談役で構成する。

- 1、役員会の業務内容は次のとおりとする。
 - (1) 総会に提案する事項を審議及び決定する。
 - (2) 各専門部の事業計画及び予算の執行状況を確認し合う。
 - (3) 各専門部間の連絡調整及び進捗状況の確認をする。
 - (4) その他重要事項案の決定、及び進捗状況を確認する。

第11条 本会は次の部会で構成し、各部の部長がこれを招集する。

- (1) 総務 ・ 式典部会

(2) 財務 ・ 環境整備部会

(3) 広報 ・ 記念誌部会

2、PTA 会長は、必要に応じて各部会に協力をする。

3、専門部会は各部の事業に必要な事項について審議し、その推進にあたる。

4、部長は、必要に応じ他の役員・関係者等を招集し意見を求めることができる。

(経 費)

第 12 条 本会の事業経費は、PTA 積立金及び有志からの寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

第 13 条 本会は、記念事業達成後、決算書を作成し、役員会並びに期成会総会の承認を得て、本会を解散する。

第 14 条 本会の記念事業計画に基づく屋外の設備や教育環境設備に関する一切を事業終了後遅延なく那覇市教育委員会に寄付する。

第 15 条 本会則に規定のないものは、役員会の承認を得て定めることができる。

附則

本会則は、2020 年 1 月 31 日から施行する。